

会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1 - 03	令和3年度第1回 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会		
開催日時	書面会議 【審議期間】令和3年6月1日(火)から6月21日(月)まで			
開催場所	書面会議			
職務従事者数	13名 【委員】 安藤朝規 安藤玲子 しもむら 緑 たかはし のりこ 田中 哲 戸井田 光弘 中村悦子 松村雅生 森田典子 吉田大祐 (50音順・敬称略) 【事務局】 総務課長 総務課文書管理係長 総務課文書管理係主任			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる) 非公開(傍聴できない) 書面会議のため	傍聴者数	-	
議題等	1 会長・副会長の選任について 2 特定公的給付に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供の一括承認について (一括承認基準該当例) 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業			
配付資料	<p>審議資料</p> <p>【議題1】</p> <p>資料1 会長・副会長の選任について</p> <p>様式1 会長・副会長の選任同意用紙</p> <p>【議題2】</p> <p>資料2 今回の諮問案件について(承認を求める内容の説明)</p> <p>資料3 諮問事項</p> <p>資料4 一括承認基準該当例の事業概要(子育て支援課) 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供について(概要)</p> <p>資料5 一括承認基準該当例の運営審議会諮問事項調書(子育て支援課)</p> <p>参 考 公的給付関係の運営審議会承認済み一覧</p> <p>様式2 意見・質問用紙(第1回)</p> <p>様式3 意見・質問用紙(第2回)</p> <p>様式4 承認用紙</p> <p>その他資料</p> <p>決議書</p> <p>「会長・副会長の選任同意用紙」の提出後に配付 ご意見・ご質問に対する区からの説明・回答(第1回) (区からの回答別添)リーフレット(離婚した方、協議中の方、DV避難中の方)</p>			

	<p>【差し替え版 R3.6.10】資料3 諮問事項</p> <p>「意見・質問用紙（第1回）」の提出後に配付 ご意見・ご質問に対する区からの説明・回答（第2回） 「意見・質問用紙（第2回）」の提出後に配付</p>												
<p>会 議 概 要</p>	<p>今般の運営審議会については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、参集による会議開催を中止し、書面による会議の開催とした。</p> <p>書面開催の方法</p> <table border="0"> <tr> <td>令和3年6月 1日（火）</td> <td>審議資料等を全委員へ発送</td> </tr> <tr> <td>6月 8日（火）まで</td> <td>各委員から「会長・副会長の選任同意用紙」及び「意見・質問用紙（第1回）」の提出</td> </tr> <tr> <td>6月10日（木）</td> <td>議題1に係る決議書を全委員へ送付 「区からの説明・回答（第1回）」ほかを全委員へ送付</td> </tr> <tr> <td>6月14日（月）まで</td> <td>各委員から「意見・質問用紙（第2回）」の提出</td> </tr> <tr> <td>6月16日（水）</td> <td>「区からの説明・回答（第2回）」を全委員へ送付</td> </tr> <tr> <td>6月21日（月）まで</td> <td>各委員から「承認用紙」の提出</td> </tr> </table> <p>会長・副会長の選任</p> <p>【議題1】会長・副会長の選任について 会長に松村雅生委員が、副会長に安藤朝規委員が選任された。</p> <p>委員からの意見及び質問並びに区からの説明及び回答</p> <p>【議題2】特定公的給付に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供の一括承認について （一括承認基準該当例） 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業</p> <p>事務局及び子育て支援課による概要説明資料の送付後、意見等の交換を行い、差し支えないものとして承認した。討議内容については、以下のとおりである。</p> <p>（委員） それぞれ一括承認基準の支給対象者等に係る「等」の想定される対象範囲は何か。</p> <p>（事務局） 例えば、今回の「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業」においては、児童手当又は特別児童扶養手当受給者のうち、住民税が課税されている者や、既に本給付金又はひとり親世帯分給付金の支給を受けている者は、支給対象者から除外される。支給対象者か否かを判断するために、支給対象者以外の個人情報を「本人外収集」「目的外利用」「外部提供」として取り扱うことが想定されるため、支給対象者「等」と表記している。</p> <p>（委員） 虐待やDVを受けている方々、現在離婚裁判中の方々への配慮は大丈夫か。</p> <p>（子育て支援課）</p>	令和3年6月 1日（火）	審議資料等を全委員へ発送	6月 8日（火）まで	各委員から「会長・副会長の選任同意用紙」及び「意見・質問用紙（第1回）」の提出	6月10日（木）	議題1に係る決議書を全委員へ送付 「区からの説明・回答（第1回）」ほかを全委員へ送付	6月14日（月）まで	各委員から「意見・質問用紙（第2回）」の提出	6月16日（水）	「区からの説明・回答（第2回）」を全委員へ送付	6月21日（月）まで	各委員から「承認用紙」の提出
令和3年6月 1日（火）	審議資料等を全委員へ発送												
6月 8日（火）まで	各委員から「会長・副会長の選任同意用紙」及び「意見・質問用紙（第1回）」の提出												
6月10日（木）	議題1に係る決議書を全委員へ送付 「区からの説明・回答（第1回）」ほかを全委員へ送付												
6月14日（月）まで	各委員から「意見・質問用紙（第2回）」の提出												
6月16日（水）	「区からの説明・回答（第2回）」を全委員へ送付												
6月21日（月）まで	各委員から「承認用紙」の提出												

会 議 概 要

質問のあったケースいずれの場合も、目的外利用及び本人外収集した個人情報に関しては、「資料4 4 個人情報の取扱いについて」のとおり、厳密に管理していく。

DVについては、一定の要件を満たすDV避難者から申出があった場合、児童手当と同様の都道府県経由のルートで、避難先の居住市町村から避難元市町村に加害者氏名及び被害者が監護する児童の氏名等を通知する。通知を受けた市町村では、被害者が監護する児童について、加害者への本給付金の支給決定は行わないこととなる。申出があった際に個人情報の取扱いについて説明し、同意してもらうこととなるが、対応については丁寧に行っていく。

なお、本給付金について、離婚した（又は協議中の）方、DV避難中の方向けに厚生労働省が作成したリーフレット（別添）もあるので、区のホームページや窓口等で周知を図っていく。

（委員）

資料2「2 諮問事項」について、「今後も類似事業の実施に伴う同種の事案が発生した場合」とあるが、類似事業とは公的給付事業全ての事業に該当するのか。新型コロナに関する給付事業なのか。例示に示されたものだけなのか。

また、類似事業である（一括承認）という判断は、どこでされるのか。

（事務局）

類似事業とは、公的給付のうち、支給の根拠が個別の法律によらないものを対象とし、災害、感染症又は経済事情の急激な変動を緩和すること等を目的として、国をはじめ、地方公共団体が給付するものを想定している。本人外収集又は外部提供が必要な場合、その相手方は国、地方公共団体又はその他公的団体であるものに限る。例示した過去の個別承認事項では、いわゆるリーマン・ショックや消費税率引き上げによる急激な経済的影響の緩和策としての給付事業のほか、新型コロナウイルス感染症の影響への緊急経済対策としての給付事業などがある。

類似事業であるかの判断は、給付の目的や社会情勢が一括承認基準に合致しているか、これまで承認を受けた事業と同様の性質、同様の仕組みを持つものかについて、個人情報保護制度を所管している総務課が所管課と連携しながら総合的に検討した上で、明白かつ客観的に判断できるものについてのみ対象とする。

（委員）

今回審議する「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業」について、資料3の目的外利用の例示には明記されていない。「本人外収集」「目的外利用」「外部提供」それぞれの「例示」について、これ以外の事業で対象となるものはあるか。

（事務局）

「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業」については、目的外利用の例示の最後（資料3の4ページ目）に記載されているが、外部提供の例示（資料3の5ページ）に記載漏れがあったので、訂正の上、差し替えをさせていただきたい。

今後、「本人外収集」「目的外利用」「外部提供」それぞれに該当事例があった際は、例示に加えていくとともに、運営審議会に報告を行う。

（委員）

資料4で、本人への通知について、個別の通知を省略し、区のホームページ等による周知としているが、ホームページのほかにもどのような方法で周知するのか。ま

会議概要

た、周知するタイミングはいつになるか。

(子育て支援課)

区のホームページは7月1日公開予定である。なお、支給対象者以外への周知方法については原則ホームページとするが、個別の問合せの際には併せて説明を行う。

(委員)

資料5で、本人外収集における「収集方法」や外部提供における「提供の方法」の手段は、電話が使用される予定になっているが、電話のやり取りで間違いはないのか。ダブルチェック等の確認はきちんとされるのか。

(子育て支援課)

文書で確認を行うことが、正確性に資すると考えるが、時間がかかるとともに双方の負担となるため、電話で収集する。このような方法は、児童手当事務でも一般的に行われており、他の自治体も同様の方法で行っている。ダブルチェックをすることとすると、同じ自治体に二度同じ確認をすることとなるので、相手方の負担となることから難しいと考えるが、相手方の回答を復唱する、担当者名を聞く等を徹底し、正確を期すよう対応していく。

なお、万が一過払いが発生したときは、返還を求めるなど適切に対応していく。

(委員)

特定公的給付については、資料2にもあるとおり、墨田区個人情報保護条例の「ウ 区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ない場合」、「エ 当審議会が必要であると認め承認した場合」など、条例に該当するときは例外的に行うことができると定められていることと、新型コロナウイルス感染症の影響が医療制度や国民生活や経済においても今後も長期化すると考えられることから、昨年度と同種の事案に関しては、今後は同基準に該当する事案について当審議会での諮問不要扱いの「一括承認事項」方式とすることに現時点では、異論がないと考える。

(委員)

新型コロナウイルス感染症等への対応に係る給付事業等を早急に実施するため、基準を明確にして一括承認を行うことはやむを得ないものとする。

また、5年ほどの承認有効期限を設けることも考えられるが、個人情報保護法の改正により個人情報保護条例の抜本的改正が2年以内に想定されるので、現時点で期限を設けても仕方がないと思われる。

(事務局)

一括承認基準に該当するかどうかの判断については、安易な運用とならないように努める。

また、今後、改正個人情報保護法にのっとなって、個人情報保護条例の改正を検討していく。

(委員)

一括承認基準について、「国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症」かどうか、誰がどのような判断基準により判断するのか。

同様に、「経済事情の急激な変動」かどうか、誰がどのような判断基準により判断するのか。

(事務局)

給付の目的や社会情勢が一括承認基準に合致しているか、これまで承認を受けた

会 議 概 要

事業と同様の性質、同様の仕組みを持つものかについて、個人情報保護制度を所管している総務課が所管課と連携しながら総合的に検討した上で、明白かつ客観的に判断できるものについてのみ対象とする。

国の事業の場合は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)第10条の規定における特定公的給付に指定されるかどうかも考慮に入れて判断する。

事業の性質や仕組み、取り扱う個人情報の内容等が一括承認基準に当てはまらない部分や疑義が生じるものについては、個別に諮問し、承認を得ることとする。

(委 員)

一括承認基準について、「個別の法律の規定によらないものに限る。」の意味合いが良く分からなかったので、補足説明、例示等をお願いしたい。

(事務局)

被災者生活再建支援法に基づく支援金、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金など、個別の法律に支給の根拠があるものについては、その法の目的・枠組みの中で支給を行い、法の定めに基づいて必要な個人情報の取扱いがなされるため、今回の一括承認基準の対象とはしない。例示した過去の個別承認事項の事業はいずれも、そのような個別の法律が制定されずに、国等が要綱に基づき緊急的・暫定的に実施したものになる。

(委 員)

情報システム導入・運用委託、事務委託など、委託先への外部提供がある場合は、一括承認に該当するのか。それとも一括承認の対象ではなく審議会を開催して審議する事項となるのか。

(事務局)

墨田区個人情報保護条例第16条では、「実施機関は、収集した個人情報について、利用目的の範囲を超えた当該実施機関以外のものに対する提供をしてはならない。」とあり、区が利用目的に沿って事務の一部を委託する場合は、外部提供には当たらない。一方、収集した個人情報の利用目的の範囲を超えて利用し、又はその事務の一部の委託を行う場合は、同条例第15条の目的外利用に該当する。この目的外利用について一括承認基準に該当する場合には、運営審議会に報告をすることとし、該当しない場合は、運営審議会に諮問することとなる。

(委 員)

コロナ禍の影響により今後様々な支援が予想され、迅速な対応が求められるが、絶対に誤った取扱い等がないように慎重に対応していただきたい。

(事務局)

給付事務を行うに当たって、誤って個人情報が漏えいすることなどがなく、これからも個人情報の適切な取扱いを徹底していく。

(委 員)

総務課が所管課と連携しながら検討し一括承認基準に該当するか判断することだが、審議を必要としない一括承認の事業については、この審議会に報告等があるのか。また、その事業について一括承認と判断したことはホームページ等で公表されるのか。

(事務局)

今後、一括承認基準に該当事例があった際は、運営審議会に報告を行う。報告資料については、議事録として、区のホームページで公表するほか、当該事業の案内

<p>会 議 概 要</p>	<p>の中で、運営審議会の承認を得た取扱いであることを示していく。 (委 員) 昨年度の同種の複数事案や「意見・質問に対する区からの説明・回答(第1回)」から検討した結果、個人情報の「本人外収集」、「目的外利用」及び「外部提供」の一括承認基準について、受給者に対する公共サービスの不利益や不平等が生じることがないようにするため必要な基準と考える。また、複数の委員が懸念されている点に関しては、区で十分配慮をされて対応に当たることで個人情報の保護を図れるのではないかとと思われる。</p> <hr/> <p>会議の概要は、以上である。</p>
<p>所 管 課</p>	<p>総務部総務課文書管理係(電話03-5608-6241)</p>